

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 5年 8月22日
	回答日	令和 5年 9月26日
件 名		
ヘイトクライム等差別問題について		
内 容		
差別なくすべて人が安心して暮らしやすくなるよう、他市の例を参考に、大和市でも差別解消のための条例を作ったらどうか。		
回 答		
本市では、「大和市人権指針」において、すべての人が自他の人権を尊重し、ともに生き、支え合う「わがまち大和」の実現を目指しております。 特定の民族や国籍の人々などを排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするなど、人権が侵害される、あってはならないものと捉えております。そのため、本市といたしましても、既に条例を制定している他市における効果を検証し、注視してまいります。		
事務担当課	国際・男女共同参画課（046-260-5175）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。